

令和6年度

# 保育園・認定こども園 新規入園手続きのご案内



山 梨 市

## も く じ

○保育園・幼稚園・認定こども園について	.....	P 1
○支給認定について	.....	P 1
○令和6年度クラス年齢早見表	.....	P 2
○保育認定での入園要件・基準	.....	P 2
○入園申込みについて	.....	P 3
○申込みに必要な書類	.....	P 4
○入園後の届出・手続き等	.....	P 6
○退園届について	.....	P 6
○利用者負担（保育料）について	.....	P 7
○特別保育事業	.....	P 1 1
○保育園等一覧表	.....	P 1 6
○保育園等位置図	.....	P 1 7

## 保育園・幼稚園・認定こども園について

### 保育園

保育園とは、児童福祉法に基づき、保護者が仕事・病気・その他の理由のために、家庭で保育できない子どもを、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。

小学校の入学準備のため、集団生活を体験させるためなどの理由で保育園に入園することはできません。

### 幼稚園

幼稚園とは、学校教育法に基づき 3 歳から小学校就学前までの子どもが教育を受ける「学校」です。

幼児期にふさわしい教育を行いつつ、義務教育及びその後の教育の基礎を育てる場です。

幼稚園には子ども子育て新制度の適用を受ける園と、受けない園の 2 種類あります。

### 認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する施設です。幼稚園と保育園の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

※本誌では、これらを合わせて、「保育園等」といいます。

## 支給認定について

市では、保護者からの申請により、子どもの年齢と保護者の就労状況等に応じた「保育の必要性」から、3つの区分の認定を行います。

- ・1号認定「**教育標準時間認定**」： **お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合。**  
利用先…幼稚園、認定こども園（教育部分）
- ・2号認定「**満3歳以上の保育認定**」： **お子さんが満3歳以上で、保育の必要性がある場合。**  
利用先…保育園、認定こども園（保育部分）
- ・3号認定「**満3歳未満の保育認定**」： **お子さんが満3歳未満で、保育の必要性がある場合。**  
利用先…保育園、認定こども園（保育部分）

2号、3号認定の場合、保護者の就労時間や保育を必要とする事由など、保護者の状況に応じ、以下の2つに区分されます。

- ・「**保育標準時間**」：フルタイム勤務を想定した利用時間で、最長11時間の保育
- ・「**保育短時間**」：パートタイム勤務を想定した利用時間で、最長8時間の保育

## 令和6年度クラス年齢早見表

年齢	生 年 月 日
0歳児	令和5年(2023年)4月2日 ~
1歳児	令和4年(2022年)4月2日 ~ 令和5年(2023年)4月1日
2歳児	令和3年(2021年)4月2日 ~ 令和4年(2022年)4月1日
3歳児	令和2年(2020年)4月2日 ~ 令和3年(2021年)4月1日
4歳児	平成31年(2019年)4月2日 ~ 令和2年(2020年)4月1日
5歳児	平成30年(2018年)4月2日 ~ 平成31年(2019年)4月1日

## 保育認定での入園要件・基準

お子さん・保護者の住所が山梨市にある方で、保護者が次のいずれかの理由でお子さんの保育を必要とするときに限り入園できます（2号認定・3号認定）。

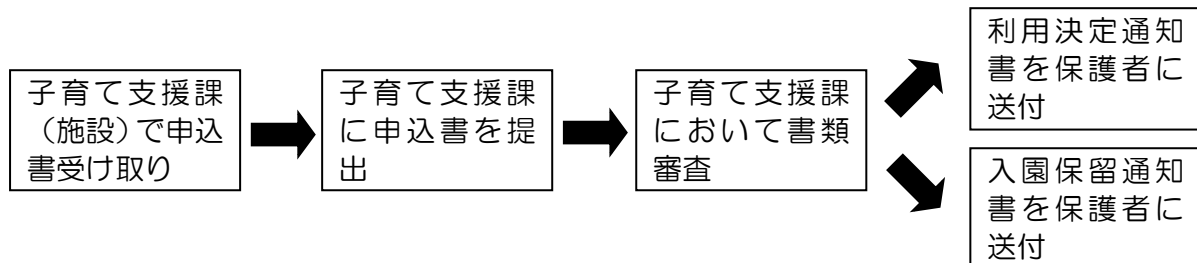
入園基準	保護者の状況
就労	家庭外で仕事（会社員、パート、公務員等）をしている、または家庭内で家事以外の仕事（自営業・農業等）をしている場合
妊娠・出産	母親が出産の前後の場合 （産前2か月、産後8週が経過する日の翌日が属する月末まで）
疾病・障害	保護者が病気、負傷、または心身に障害がある場合
看護・介護	長期にわたり疾病の状態にあるか、心身に障害を有する親族の看護・介護にあたる場合
災害復旧	火災、風水害、地震などの罹災により家屋を損失したため、その復旧の間
求職活動	仕事をするため求職活動（起業準備）を行っている場合 （就職活動期間として3か月間。就職後は就労証明書の提出が必要）
就学	保護者が就学（職業訓練校等による職業訓練を含む）している場合
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合
育児休業中	育児休業取得中で、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合
その他	その他市長が認める保育ができない状況にある場合

## 入園申込みについて

### ー 山梨市内の保育園等へ入園を希望する場合 ー

#### ○4月入園（新年度入園）

新年度の申込みのお知らせを毎年10月頃、広報誌やホームページに掲載しています。

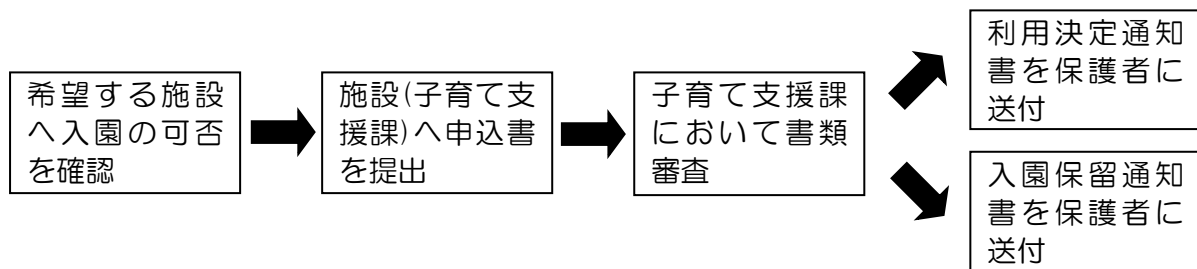


※ 随時見学を受けつけていますので、ご連絡のうえ訪問してください。

※ 利用決定に関する通知は、2月中に送付します。

#### ○年度途中の入園（※定員の状況により入園できない場合もあります）

随時受付けていますが、毎月20日締切りで翌月1日からの入園となります。



#### ○山梨市外に住所がある方

希望する施設へ入園の可否を確認し、住民登録をしている市町村へ申込みを行います。

4月入園の山梨市の締切りは**令和5年11月24日（金）**です。期限までにお住まいの市町村から山梨市に申請書類一式が届くよう提出してください。山梨市に届くまでの日数は市町村により異なりますので、あらかじめ市町村にお問い合わせください。

### ー 他市町村の保育園等へ入園を希望する場合 ー

広域入園（山梨市に住所がある方が、他市町村の保育園等に入園）を希望する場合でも、山梨市に申し込んでいただきます。希望する施設の所在する市町村に受入状況や必要書類、受付期間などを確認し、期限に間に合うように子育て支援課に申し込んでください。

なお、その市町村の児童が優先で入園するため、希望の施設に入園できない場合があります。

※ 電話等で入園内定をお知らせしますので、入園するにあたっての準備などは各施設と直接行ってください。

**入園申込みを取り下げるときは、必ず保育園等または子育て支援課へご連絡をお願いします。**

## 申込みに必要な書類

### (1) 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(兼 施設入園(所)申込書)

お子さん 1 名につき 1 枚必要になります。

### (2) 保育の利用を必要とする証明 … 保育認定を受ける場合

市指定の用紙に、記入・証明を受けたものを提出してください。

記入箇所・添付書類等は保護者の状況により異なります。

保護者の状況		記入・証明箇所	説明
就労	雇用されている	就労証明書	勤務状況を記入し、勤務先で証明を受けてください
	自営業・農業を営んでいる	保育の利用を必要とする証明(自営業・農業・就学)	就労状況を記入し、民生委員の証明を受けてください
就学		保育の利用を必要とする証明(自営業・農業・就学)	就学状況を記入し、学校長の証明を受けてください
妊娠・出産		保育の利用を必要とする証明(申し立て)	予定日を記入し、署名・押印してください ※母子手帳の表紙および予定日がわかるページのコピーを添付
疾病・障害		保育の利用を必要とする証明(申し立て)	病名または障害名を記入し、署名・押印してください ※医師の診断書または障害者手帳のコピーを添付
看護・介護		保育の利用を必要とする証明(申し立て)	看護(介護)が必要な人の氏名・続柄を記入し、署名・押印してください ※医師の診断書を添付
求職活動		保育の利用を必要とする証明(申し立て)	求職状況を記入し、署名・押印してください ※ハローワークの受付表のコピーを添付
育児休業取得時に継続入園が必要		就労証明書	育児休業の取得状況を記入し、勤務先で証明を受けてください ※育児休業取得中による継続保育の実施申立書を添付

### (3) 児童手当等に係る保育料・副食費の徴収等に関する申出書

保育料を滞納した場合に、児童手当等から滞納分の保育料・副食費に充当することを申し出ていただきます。

#### (4) 状況に応じて必要な資料

世帯の状況等	提出していただく資料	説明
生活保護受給世帯	生活保護法による被保護証明書	保育料の階層判定のために必要になります。
ひとり親家庭	戸籍謄本、または児童扶養手当証書の写し（受給者のみ）	市民税が非課税または市民税所得割額が一定額未満の場合の、保育料の軽減適用の根拠として提出していただく資料です。
障がい者のいる世帯 （本人・同居の親族）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の写し</li> <li>・療育手帳の写し</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳の写し</li> <li>・特別児童扶養手当証書の写し</li> <li>・国民年金証書の写し</li> </ul>	氏名、障がい等級が分かる部分の写し。市民税が非課税または市民税所得割額が一定額未満の場合の、保育料の軽減適用の根拠として提出していただく資料です。
兄・姉が別の施設に通っている場合	在園・在所証明書	同一世帯で保育園等以外の施設を利用している兄や姉がいる場合、保育料算定人数に含め軽減される場合があります。※新制度に移行していない幼稚園等に兄・姉が通っている場合に提出が必要です。
兄弟・姉妹で保育園等に入園していない児童がいる場合	兄弟・姉妹で入園しない理由の証明書	地区民生委員等の署名・捺印があるもの

※ 上記書類に不備がある場合には受け付けができないこともありますので、提出の際には再度内容を確認して提出してください。また、入園できる基準に該当しないため、入園が認められない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

※ 里親、離婚調停中など、特別な理由がある方は別に書類が必要となりますので、子育て支援課 保育・児童担当にご相談ください。

#### (5) 保育料口座振替依頼書 … 市内公立・私立保育園、市外私立保育園の場合

市内公立保育園は全員、市内・市外私立保育園は未満児が入園される方は、金融機関へ直接提出してください。

（認定こども園、幼稚園及び市外公立保育園の保育料は、園または当該市町村にお支払いいただきます。詳しくは、P.11 保育料の納入方法をご覧ください。）

## 入園後の届出・手続き等

次のような家庭状況等の変更があった場合は、速やかに届け出をしてください。  
各種届出用紙は、保育園にも用意してあります。

変更の内容	必要な提出資料
市内で住所が変わったとき（転居）	「支給認定変更（延長）申請書兼記載内容変更届」
勤務先が変わったとき	「就労証明書」
仕事を探していて就職したとき	「支給認定変更（延長）申請書兼記載内容変更届」
家族構成が変わったとき	「支給認定変更（延長）申請書兼記載内容変更届」 ※婚姻や離婚等による家族変更は、保育料が変更されることがあります。
氏名が変わったとき	「支給認定変更（延長）申請書兼記載内容変更届」
修正申告等により世帯の課税状況が変わったとき	「支給認定変更（延長）申請書兼記載内容変更届」

翌年度以降の継続入園については、毎年 11 月頃に「継続入園に係る書類」を、保育園を通じて、または郵送によりお渡しします。入園に必要な書類を整えて提出期限内に提出してください。

※ 連絡もなく 1 か月以上、通園のない場合は、退園となります。

## 退園届について

次のような場合は、速やかに「退園届」を提出してください。

状況	必要な提出資料
家庭で保育できる状態になった場合 （例）退職、育児休業開始など	「退園届」
山梨市外へ転出する場合	「退園届」 ※転出後も引き続き保育園等へ入園を希望する場合は、転出先の市町村で入園手続きが必要となります。
転園の場合	「退園届」 ※現在通っている保育園等と異なる園を申込みの際は、新規扱いの申込みが必要となります。

※ 退園届の提出が遅れた場合は、提出月までの保育料をお支払いいただくことになります。



## 利用者負担（保育料）について ※以下、「保育料」といいます

### － 保育料の算定方法 －

令和元年 10 月から保育園、認定こども園、幼稚園に通う3歳以上児について保育料は無償となっております。

3歳未満児の保育料は、保護者（父母）の市区町村民税（以下、「市民税」といいます。）所得割課税額（住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除など適用されないものもあります）により決定します。

4月から8月分までは前年度の市民税課税状況によって、9月から3月分までは当年度の市民税課税状況によって保育料が決定されます。

祖父母と同居（\*1）していたり、同居人がいたりする場合、父母の収入が少なく祖父母または同居人が金銭的にお子さんの生活を支えていると認められる場合は、祖父母または同居人の税額も算定対象に含めることがあります。

なお、保育料の算定にあたり、税の未申告や課税証明書の提出がない場合は、最高額の保育料に決定し徴収させていただきます。税額が判明した時点で正規の保育料に訂正させていただきます。過徴収分については遡及して返戻します。

（\*1）ここでいう「同居」とは、実態で「一緒に住んでいる」ことをいい、世帯分離している場合も「同居」とみなします。

### ○保育料の更新時期

保育料は、毎年9月が切り替え時期となります。

- ・令和6年4月～令和6年8月の保育料：令和5年度の市民税額で算定
- ・令和6年9月～令和7年3月の保育料：令和6年度の市民税額で算定

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税額に基づく保育料						当年度の市民税額に基づく保育料					

### ○保育料の変更

婚姻・離婚等により世帯構成が変更になった場合や、市民税の修正申告を行った場合などは、保育料が変更となる場合があります。このような場合には、必ず「支給認定変更（延長）申請書兼記載内容変更届（以下、「変更届」といいます。）」を提出してください。

#### 【婚姻した場合】

保育料は、婚姻日の属する月の翌月から変更されます。婚姻する方の市民税所得割額を合算した保育料となります。また、同居人（内縁関係）がいる場合も、合算し算定いたします。

#### 【離婚した場合】

変更届を提出した日の属する月の翌月から変更されます。（遡及はしませんので、速やかに変更届を提出してください。）

離婚についての調停を裁判所に申し出た場合も相手方の分を除算して算定します。

ただし、離婚後も同居している場合は、保育料の変更はありません。

【修正申告した場合】

変更届を提出した日の属する月の翌月から変更されます。(遡及はしませんので、速やかに変更届を提出してください。)

－ 保育料の減免 －

○多子世帯の保育料負担軽減

多子世帯における保育料軽減は以下のとおりです。

収入制限	認定区分	対象となる世帯	軽減額
収入制限なし	3号	2人以上の児童が同時に保育園等に入園している世帯	同時入園している最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料
収入制限あり	3号	市民税の所得割額が57,700円未満の世帯	生計を一にする第1子の年齢にかかわらず、第2子は半額、第3子以降は無料
		市民税の所得割額が169,000円未満の世帯	○やまなし子育て応援事業 <sup>※1</sup> 生計を一にする第1子の年齢にかかわらず、第2子以降の3歳児まで無料

※1 山梨県が行う、第2子以降3歳未満児クラスまでの保育料無料化事業

○ひとり親世帯等の保育料負担軽減

ひとり親世帯、在宅障がい児(者)がいる世帯等に該当する場合で、市民税が非課税または市民税所得割額が一定額未満の場合保育料が軽減されます。

収入制限	認定区分	対象となる世帯	軽減額
収入制限あり	3号	保育料徴収金額表で第3～5階層の世帯	当該階層の保育料から1,000円を控除した額の半額。ただし、生計を一にする第1子の年齢にかかわらず、第2子以降は無料。
		保育料徴収金額表で第6階層の世帯	9,000円とする。ただし、生計を一にする第1子の年齢にかかわらず、第2子以降は無料

<参考>令和5年度山梨市保育園等(3号)利用者負担額(保育料)徴収金額表

階層区分	世帯の階層区分定義	利用者負担額(月額/人)	
		3歳未満児	
		標準時間	短時間
第1	生活保護法による被保護世帯	0	0
第2	市民税非課税世帯	0	0
第3	市民税所得割課税額 10,000円未満 (市民税均等割課税世帯含む)	10,000	8,000
第4	市民税所得割課税額 10,000円以上 25,000円未満	14,000	12,000
第5	市民税所得割課税額 25,000円以上 48,600円未満	18,000	16,000
第6	市民税所得割課税額 48,600円以上 77,101円未満	22,000	20,000
第7	市民税所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	24,000	22,000
第8	市民税所得割課税額 97,000円以上 135,000円未満	30,000	28,000
第9	市民税所得割課税額 135,000円以上 169,000円未満	36,000	34,000
第10	市民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	41,000	39,000
第11	市民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	42,000	40,000
第12	市民税所得割課税額 397,000円以上	44,500	42,500

● 同一世帯で兄弟が同時に保育園等を利用する場合、2人目は半額、3人目は無料となります。

【注意事項】

※ 年齢は年度初日時点の年齢で決定されます。年度の途中で3歳の誕生日を迎えても保育料の月額は変わりません。

また、年度途中で入園した場合も当該年度初日の年齢により決定されます。

## 一 保育料の納入 一

### ○保育園の場合

#### 納入方法

保育園の保育料は、口座振替によりお支払いしていただきます。振替日は、毎月 25 日です。（振替日が土日祝日の場合は、翌営業日となります。）

入園に必要な書類として「口座振替依頼書(3枚複写)」をお渡ししますので、必要事項を記入のうえ、金融機関で直接手続きを行なってください。

金融機関から市に「口座振替届出書」が回送されるまでに、時間がかかることもありますので、早めの提出をお願いします。

振替日に引き落としができなかった場合には、「納付書」をお渡ししますので、納期限までにお支払いください。

#### 滞納した場合

納期限を過ぎても保育料を納入していただけない場合は、児童手当から徴収いたします。

一括納入が困難な場合は、納付相談により分割納入などでお支払いいただきます。それでも応じていただけない場合は、児童福祉法第 56 条で定める地方税法の滞納処分の例により、財産(給与、預貯金、不動産、車輛等)の差し押さえを行うことがあります。

### ○認定こども園の場合

認定こども園の保育料は施設に直接お支払いいただきます。支払方法につきましては各施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

## 副食費について

無償化の対象となる3歳児クラス以上の給食費に関しましては、主食分は現物持参、副食分（おかず・おやつ）につきましては副食費を納入していただきます。

副食費の料金につきましては、各施設にご確認ください。

※ 未満児クラスの給食費については、保育料の中に含まれています。

### － 副食費の免除対象者 －

#### ○ 1号認定

- ・ 市民税所得課税額 77,101 円未満の世帯
- ・ 小学校3年生までの兄弟が本人の他2人以上いる第3子以降の子ども

#### ○ 2号認定

- ・ 市民税所得課税額 57,700 円未満の世帯
- ・ 市民税所得課税額 77,101 円未満のひとり親世帯
- ・ 小学校就学前の認可保育園に入園する兄弟が本人の他2人以上いる第3子以降の子ども

### － 副食費の納入方法 －

副食費は、各施設にお支払いしていただきます。

納入方法につきましては、園にご確認ください。

保育料と同様に毎年9月が切り替え時期となります。免除者には市から通知を送りますのでご確認をお願いします。

## 特別保育事業

### ◇ 延長保育 ◇

保護者の就労形態の多様化、通勤時間などを考慮して、認定を受けた保育時間を超えて保育を必要とするお子さんのために延長保育を行なっています。

(例)

AM7:30	AM8:30	PM4:30	PM7:00
延長保育時間	保育短時間（8時間）	延長保育時間	

#### ○延長保育料

各施設によって設定していますので、各施設にお尋ねください。

※ 延長保育の保育料につきましては、幼児教育・保育の無償化の対象外になります。

## ◇ 一時保育 ◇

保護者の病気や冠婚葬祭、育児疲れなど、やむを得ない事情により家庭での保育が緊急かつ一時的に困難な場合にお子さんを預かる制度です。

職員体制などを確認して、安全に受け入れることが可能と判断したときに受け入れます。

※ 行事などで、お断りすることもありますのでご了承ください。

○対象 山梨市に住民登録がある就学前の児童（生後6か月から）

### ○実施施設

保育園名	所在地	電話番号	保育時間
後屋敷保育園	三ヶ所 317-1	22 - 0651	8:30~16:30
岩手保育園	東 1693	22 - 0872	8:30~16:30
山梨保育園	落合 43-1	22 - 2044	8:30~16:30
八日市場保育園	小原東 238-1	22 - 2330	8:30~16:30
八幡保育園	北 977	22 - 9138	8:30~16:30
窪平保育園	牧丘町窪平 527	22 - 1130	8:30~16:30
風の子保育園	歌田 27	23 - 7700	9:00~16:30
くさかべ幼稚園	小原東 356	22 - 9898	9:00~15:00

### ○保育料

区分	保育時間	保育料金
3歳未満児	1日	2,000円
	半日	1,000円
3歳以上児	1日	1,500円
	半日	700円

※ 年齢区分は、年度の初日における年齢を基準とします。

※ 時間に関わらず、保育が午前から午後にまたがるときは1日料金とします。

※ 公立保育園を利用する生活保護世帯に属するお子さんの利用については上記の表にかかわらず0円となります。

### ○申込方法

事前に受け入れの可否を確認し、申請書を希望日の2日前までにその施設へ提出してください。申請書は、各施設に備えてあります。

## ◇ 病児・病後児保育 ◇

保育園、小学校に通うお子さんが病気の時、または病気の回復期で集団保育が困難な期間、医療機関の専用保育室で一時的にお子さんを預かる制度です。

医師が利用可能であると認められた場合に、専任の看護師・保育士が保育にあたります。

○対象 次のいずれの条件にも該当すること。

- ・ 生後6か月から小学校6年生までの児童
- ・ 山梨県内に在住している児童
- ・ 保護者が就労などにより、家庭で保育が困難な児童
- ・ 病気が回復期に至っていない期間または回復期にあり、医師が利用可能と認めた児童

○事前登録

利用するには、事前登録（無料）が必要です。

所定の登録申込書に必要事項を記入のうえ、子育て支援課子育て支援担当へ申し込んでください。登録申込書は、ホームページからもダウンロードできます。

○実施施設

平成30年4月より、県内全域での病児保育の広域利用がはじまりました。

県内の病児・病後児保育施設、および施設の空き状況は、山梨県の「やまなし子育てネット」で確認できます。

○利用日時

月曜日～金曜日 午前8時15分～午後6時15分

※ 祝日および12月29日～1月3日を除く。

○利用方法

- (1) 病児・病後児保育施設に仮予約をする。
- (2) 医療機関で受診し、利用連絡票をもらう。
- (3) 病児・病後児保育施設に本予約をする。
- (4) 利用当日にお子さんを預ける。



○利用料金

区 分	保育料金(日額)
山梨市に住所がある児童	2,000円
山梨市外に住所がある児童	2,500円
生活保護受給世帯または前年度住民税非課税世帯	0円

※ 昼食は保育園で用意し、実費相当額300円が保育料金と別に必要となります。

【問い合わせ】 子育て支援課 子育て支援担当 ☎0553-22-1111(内線1155)

## ◇ ファミリー・サポート・センター ◇

「子育てを手助けしてほしい人」と「子育てを手助けしたい人」が会員となり、地域の子育てを互いに支えあう制度です。

ファミリー・サポート・センターのアドバイザーが「利用会員」と「提供会員」の相互援助活動をコーディネートします。

○対象 生後3か月程度から満12歳までの児童

### ○会員登録

利用するには、事前に会員登録（無料）が必要です。

所定の入会申込書に必要事項を記入のうえ、子育て支援課子育て支援担当へ申し込んでください。入会申込書は、市役所子育て支援課に用意してあるほか、ホームページからもダウンロードできます。

### ○活動内容

- ・保育園、幼稚園などの開始前や終了後に、お子さんを預かったり送迎したりします。
- ・保護者の体調の悪いときや、冠婚葬祭などのときにお子さんを預かります。
- ・育児疲れなどのリフレッシュのためにお子さんを預かります。

### ○利用料

区分	保育時間	利用料金
平日	9:00～17:00	1時間 700円
土・日・祝日	9:00～17:00	1時間 800円
時間外	7:00～9:00、17:00～21:00	上記料金の100円増し

※ 山梨市内に在住の人が利用する場合には、1時間につき200円を差し引きます。

※ 同一世帯の複数のお子さんを預ける場合には、人数によって料金が変わります。

※ 交通費は、利用会員（預ける側）に実費負担をお願いします。

※ 山梨市外の方も利用できますが、利用料金が異なりますので、お問い合わせください。

### ○保育場所

利用会員と提供会員が相談して設定します。

### ○会員とは

- (1) 利用会員 … 手助けをしてもらいたい人
- (2) 提供会員 … 手助けをしたい人
- (3) 両方会員 … 手助けをしてもらい、場合によって手助けもしたい人

【問い合わせ】子育て支援課 子育て支援担当 ☎0553-22-1111(内線1156)



## ◇ ショートステイ・トワイライトステイ ◇

保護者の病気、育児・介護疲れ、出産・看護・災害、冠婚葬祭や出張などで、一時的に養育困難となった場合、泊まりや夜間預かりを行います。

○対象 18歳未満の児童

○利用期間

- ・ショートステイ 年間7日以内
- ・トワイライトステイ（午後5時～午後9時） 年間50回以内  
※お迎えが午後9時を過ぎる場合、宿泊分の追加料金がかかります。  
最大朝8時まで。

### ○実施施設

施設名	所在地
児童養護施設 クローバー学園	甲州市塩山上塩後 462
乳児院 ひまわり	甲斐市島上条 1441

### ○利用料金

・ショートステイ (1泊あたり)

区分	2歳未満児	2歳以上児	緊急一時保護の保護者
生活保護世帯および市民税非課税世帯に該当するひとり親家庭	0円	0円	0円
市民税非課税世帯（ひとり親家庭を除く）	1,100円	1,000円	300円
その他の世帯	5,350円	2,750円	600円

・トワイライトステイ (1回あたり)

区分	基本分	宿泊分	休日預かり
生活保護世帯および市民税非課税世帯に該当するひとり親家庭	0円	0円	0円
市民税非課税世帯（ひとり親家庭を除く）	200円	200円	400円
その他の世帯	450円	450円	1,000円

※ 別途食費の実費負担がかかります。

※ 送迎を依頼する場合は、1日あたり200円の自己負担額がかかります。

### ○利用方法

- (1) 問合せ：子育て支援課へご連絡ください。子育て支援課で施設に受入可否を確認します。
- (2) 見学：お子さんと一緒に施設を訪ねてください。
- (3) 申請：子育て支援課窓口で申請書類にご記入ください。
- (4) 決定：利用の可否を連絡します。
- (5) 利用の準備：時間や持ち物、食事のこと等、施設と打ち合わせをしてください。  
利用者負担金は、利用日に直接施設にお支払いください。

### ○注意事項

集団生活となるため、お子さんの体調や心身の状況によっては、お預かりできない場合もあります。また、施設の状況によっては希望日の受け入れが困難な場合もあります。

【問い合わせ】子育て支援課 保育・児童担当 ☎0553-22-1111(内線 1152~1154)

## 保育園等一覧表

保育園等案内図						
保育園名	所在地	電話番号	定員	開園時間		
				月～金	土	
公立	後屋敷保育園	三ヶ所317-1	22-0651	90	7:30～19:00	7:30～19:00
	岩手保育園	東1693	22-0872	40	7:30～19:00	7:30～19:00
	山梨保育園	落合43-1	22-2044	160	7:30～19:00	7:30～19:00
	八日市場保育園	小原東238-1	22-2330	70	7:30～19:00	7:30～19:00
	八幡保育園	北977	22-9138	90	7:30～19:00	7:30～19:00
	窪平保育園	牧丘町窪平527	22-1130	90	7:30～19:00	7:30～19:00
私立	光明保育園	上神内川945	23-1231	110	7:30～19:00	7:30～18:30
	加納岩保育園	下神内川522	22-2589	160	7:00～19:30	7:30～18:30
認定こども園名	所在地	電話番号	定員	開園時間		
				月～金	土	
私立	くさかべ幼稚園	小原東356	22-9898	幼稚園部		
				25	9:00～15:00	—
				保育園部		
	風の子保育園	歌田27	23-7700	幼稚園部		
				10	9:00～16:00	—
				保育園部		
	日下部保育園	小原西389-7	22-1676	幼稚園部 (土曜は預かり保育)		
				15	9:00～16:00	8:00～17:00
				保育園部		
115	7:30～19:00	7:30～19:00				
幼稚園名	所在地	電話番号	定員	開園時間		
				月～金	土	
公立	つつじ幼稚園	上神内川187-5	22-0244	105	8:30～15:00	—
私立	双葉幼稚園	小原西733-4	22-5657	85	8:30～15:00	8:30～11:00 <small>第1・3・5週のみ</small>

※保育園、認定こども園の保育部の開園時間は、延長保育を含む時間です。

※幼稚園、認定こども園の幼稚園部は上記時間外に預かり保育を行っています。

【問い合わせ】 各保育園等または、子育て支援課 保育・児童担当(東館 1 階)  
☎0553-22-1111(内線 1152～1154)

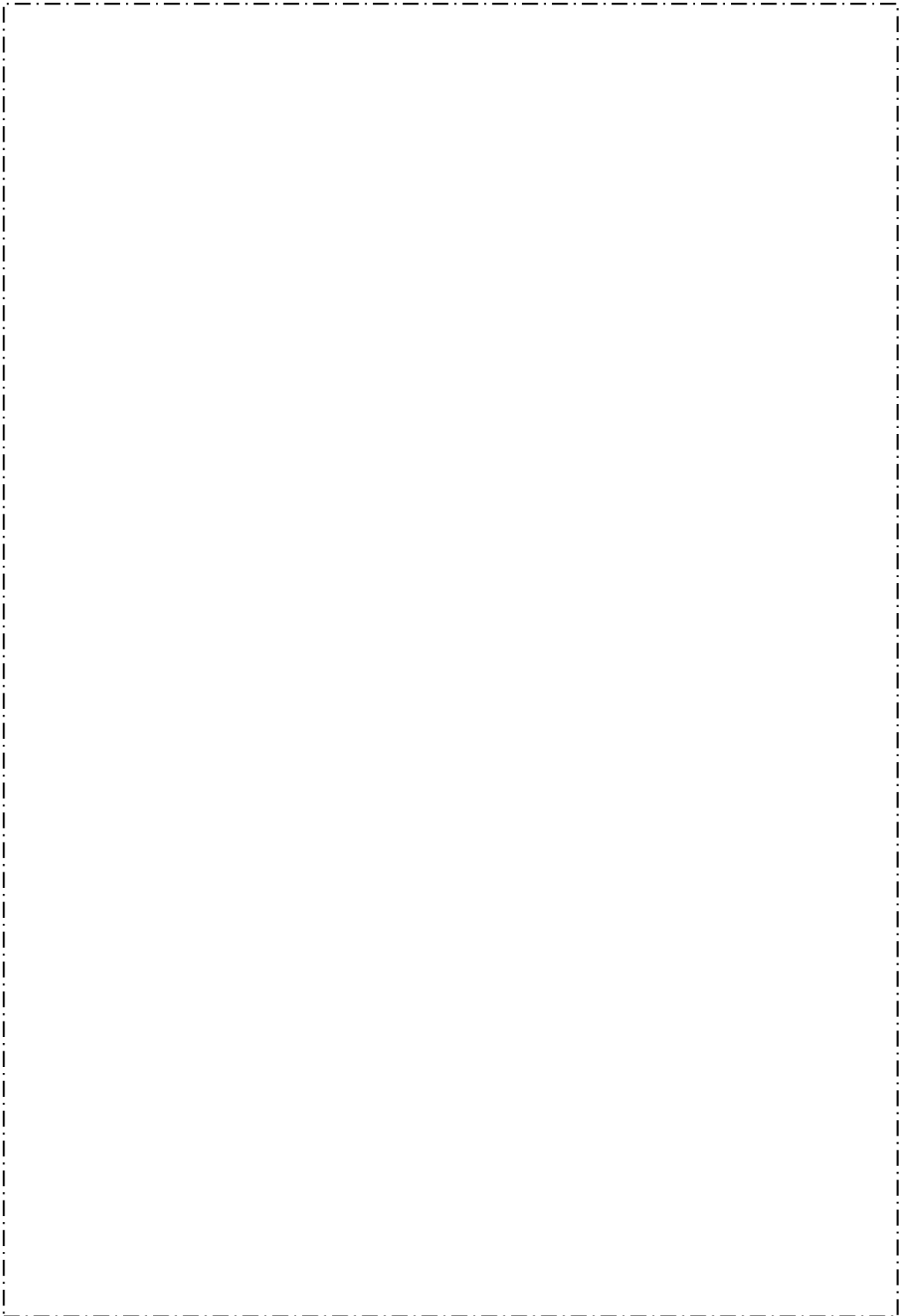
# 保育園等位置図

## 【山梨地域】





— xE —





Yamanashi City

**【問い合わせ先】**

〒405-8501 山梨市小原西 843 番地

山梨市役所 子育て支援課 保育・児童担当（東館 1 階）

TEL 0553(22)1111 内線 1152~1154